

説明資料  
(会計監査を巡る動向)

金融審議会総会  
令和3年9月13日

## Ⅱ. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

### 4. 資本市場の活性化と成長資金の円滑な供給

#### (4) 市場に対する信頼性確保

(略)

また、市場における企業情報に対する信頼性向上の観点からは、証券取引等監視委員会やガバナンス改革等を通じた企業自身の取組みにくわえ、監査法人が、資本市場のゲートキーパーとして、外部監査の質の向上を一層進めることが求められる。そのため、2021年中に監査法人等の品質管理基準を改訂するとともに、公認会計士・監査審査会において、監査法人等のガバナンス態勢、グループ監査及び監査上の主要な検討事項(KAM)等に係る検証を実施する。くわえて、今秋以降、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、経済社会情勢の変化を踏まえ、上場企業の会計監査を担う監査事務所のあり方や公認会計士の一層の能力向上・力量発揮のための環境整備など、会計監査を巡る諸課題について総合的に検討する。

(略)

# 「会計監査の在り方に関する懇談会」の開催について

## 検討の背景

監査法人による会計監査を取り巻く環境を見ると、経済社会情勢の変化に伴い、

- ・ 監査品質に対する社会からの期待の高まり
- ・ 公認会計士が担う役割の広がり、働き方の多様化

などの変化が生じている。

「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査を巡る諸課題について総合的に検討

- ・ 上場企業の会計監査を担う監査事務所の在り方
- ・ 中小監査事務所など監査の担い手の裾野の拡大に向けた支援
- ・ 監査法人のガバナンスの在り方
- ・ 公認会計士の一層の能力向上・力量発揮のための環境整備
- ・ 監査の基礎をなす企業の内部統制の在り方

# (参考) 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月8日)

## 1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード  
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備  
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

## 2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実  
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実  
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

## 3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮  
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施  
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

## 4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保  
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化  
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化  
(品質管理レビュー等の見直し等)

## 5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化  
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保  
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立  
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

# (参考) 「会計監査の信頼性確保」に向けた諸施策

